

京都市告示第 32号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の収納事務を委託します。

令和6年4月1日

京都市長 松井孝治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地  
株式会社ボーネルンド 東京都渋谷区神宮前一丁目3番12号
- 2 京都市公金収納受託者に収納（又は徴収）事務を委託した歳入の種類  
交流促進・まちづくりプラザの施設使用料
- 3 京都市公金収納受託者として指定した日  
令和6年4月1日
- 4 京都市公金収納受託者へ収納（又は徴収）事務を委託した日  
令和6年3月27日

(都市計画局まち再生・創造推進室)